

令和元年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
テーマ：地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について		
(1) 地球温暖化対策の推進		
① 地球温暖化防止活動推進員の委嘱手続きについて（意見）	面接の結果、委嘱が適切でないと判断された者がいた。要綱上、推進員の委嘱要件に規定されていない理由（高齢・緊急時の連絡に問題等）で委嘱されなかつたものがあり、要綱に基づいた委嘱であったか疑問が残るため、委嘱結果と整合するよう（例えば、包括的な条項を入れるなど）要綱に明記すべきである。	意見をふまえ、三重県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱を改正し、「（5）その他、推進員として適正と認められる者。」を明記しました。
② 決裁文書の代決の運用について（意見）	決裁文書に決裁者である課長ではなく、代決者とされる班長の承認印がなされていたが、事案の内容が重要であると認められるとき等は代決することができないと定められた規則に反しないかを検討した過程を文書上で明らかにすべきである。	本案は問題なく代決することができる事案でしたが、意見をふまえ、今後、代決の取扱いについて留意するよう周知しました。
③ 決裁文書の代決の運用について（意見）	②と同様、決裁者ではなく、代決者の承認印のときは、代決者が問題なく代決できる事案であったことを検討した点を文書で明らかにすべきである。	②の対応結果と同様です。
④ 二重の業務委託契約の締結について（指摘）	電気自動車充電設備設置事業について、県は、A社と業務委託契約を締結し、同契約には定期メンテナンスも業務委託の対象としながら、重ねて、B社と定期メンテナンスについての業務委託契約を締結していた。 このような処理は、県が、B社との関係で、本来A社が負うべき業務委託契約上の責任を負う事態を生じさせかねないものであるうえ、業務委託契約の再委託を制限する規定の潜脱にもなりかねないものである。	重複していた定期メンテナンスに係る業務委託契約について、県とA社、B社との業務委託契約上の責任を明確にするための覚書を締結しました。

(2) 大気・水環境の保全

① 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について（意見）

いずれの報告書にもチェック欄の記載がないものが発見された。チェック欄の記載が無いと異常が無かったためか、担当者が不在等の理由で確認できなかったのか、後日になれば判然としない。単なるメモではない以上、記載漏れが無いよう努めるべきである。

年度当初に実施した大気・水質担当者会議の場で、担当者あて立入検査報告書の記入方法について周知しました。また、同報告書の記載方法の標準化を図るため立入検査マニュアルを策定しました。

環境生活部

② 立入検査マニュアルの策定について（意見）

環境省が立入検査マニュアル策定の手引きを作成、配布しており、多くの都道府県でもマニュアル策定が進んでいる。県は立入検査をベテラン職員と若手職員の2名体制で行うことにより、立入検査の実効性を図っているとのことであるが、マニュアル策定にあたり、ベテラン職員の経験的知見を盛り込めば、より継続されやすくなり、深く理解することができる

令和2年度に、大気・水環境課と地域環境室職員によるワーキングで立入検査に必要とされる事項を検討し、立入検査マニュアルを策定しました。また、毎年度当初に担当職員を対象とした研修（オリエンテーション）にて、職員へ立入検査に関する指導を行います。

環境生活部

③ 立入検査マニュアルの策定について（意見）

(2) ②の意見と同様である。

(2) ②の対応結果と同様です。

環境生活部

④ ダイオキシン類の自主測定について（意見）

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者には、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、県に報告することが義務づけられている。報告義務のある施設のうち、一部報告がなかつたが、特段の罰則等はない。適正な測定と報告が行われるため、報告義務が履行されるよう対策を検討すべきである。

平成30年度に未報告の8事業者に立入検査及び文書指導を行い、6事業者から測定結果の報告、廃止届出の提出がありました。未報告の事業者については、報告が行われるよう引き続き指導を行っていきます。

環境生活部

⑤ 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について（意見）

(2) ①の意見と同様である。

(2) ①の対応結果と同様です。

環境生活部

⑥ 立入検査マニュアル策定について（意見）

(2) ②の意見と同様である。

(2) ②の対応結果と同様です。

環境生活部

<p>⑦ 川の健康診断事業について 〈1〉 (意見)</p> <p>近時、時間的な余裕がないことや、川で調査を行う事に対する安全性への懸念などから、参加に積極的な学校が減少しているとのことである。</p> <p>子どもの頃から身近な自然に触れ、その大切さを学習することは、意識向上の観点から非常に有効であり、調査に参加する意義や効果などを説明していただき、より多くの子どもが調査に参加するよう努めるべきである。</p>	<p>三重県環境学習情報センターでは、サポート体制が整っていることについても案内をして、小中学校が実施するみえ川の健康診断事業をサポートしていきます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑧ 川の健康診断事業について 〈2〉 (意見)</p> <p>河川水質マップは、県のウェブサイトには、平成 27 年度版までしか掲載されていないが、水質調査について広く知ってもらうため、毎年継続してウェブサイトへの掲載することが望ましい。</p>	<p>掲載していなかった平成 28 年度から平成 30 年度の「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」につきましては、県ウェブサイトに掲載しました。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑨ 伊勢湾における COD の環境基準達成率について (意見)</p> <p>全窒素及び全磷については、ほぼ達成している状況にあるといえるものの、COD の環境基準達成率は低下傾向すらうかがわせる。</p> <p>環境基準を達成、維持していくため、引き続き、工場、事業場の排水規制に係る指導監督を行うとともに、生活排水対策を推進し、閉鎖性海域である伊勢湾については、水質総量削減計画に基づく対策を実施し、総合的な水環境改善対策を進める必要がある。</p>	<p>河川の BOD (生物化学的酸素要求量) の環境基準達成率は平成 17 年度以降、90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における COD (化学的酸素要求量) の環境基準達成率も、令和元年度に初めて 100%となりましたが、変動が大きく、依然として夏場を中心とし、海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなる「貧酸素水塊」が近年も広範囲に発生しています。このことから、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた藻場・干潟・浅場再生による生物細則環境改善を含めた、総合的な水環境保全対策を進めています。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑩ 土壌汚染に関する情報公開について (意見)</p> <p>事業が完了した旨の報告記事には、「関連リンク」として土壌汚染発見時の記事へのリンクが貼られているが、いくつかの事案について、当該リンクが無効になっている。</p> <p>発見された汚染物質の量など、発見時の記事しか記載されていない情報もあるため、情報公開の観点から、閲覧可能な状態とすることが望まれる。</p>	<p>ウェブサイトで公開されている全ての情報について「関連リンク」を確認し、リンクが無効になっている箇所については、閲覧可能な状態となるよう修正しました。</p>	<p>環境生活部</p>

<p>⑪ 指名競争入札という契約方法の選定について（指摘）</p> <p>地盤沈下対策事業北勢地域精密水準測量業務委託において、指名競争入札によって、業務委託先が選定されていた。</p> <p>「建設工事等」のうち、「建設工事」については、一般競争入札に付しているものの、それ以外の測量、調査、設計、製造については、全件、自動的に指名競争入札とされている。</p> <p>しかし、地方自治法 234 条 2 項により指名競争入札は、政令で定める場合に該当する場合に限り、できるとされており、政令の規定からすると、全件、自動的に指名競争入札を選定するのは適正でない。契約ごとに、地方自治法施行令 167 条の場合に該当するか検討し、契約方法を選定すべきである。</p>	<p>令和 2 年度の指名競争入札では、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号に該当すると、執行伺いに明確に記載しました。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑫ 計画的な立入検査について（指摘）</p> <p>県認可の上水道事業等については、「水道立入検査要領」に基づき計画的に立入検査が実施されていたが、専用水道簡易専用水道及び小規模水道については立入検査計画が策定されず、変更や苦情があったときのみ立入検査が行われていた。</p> <p>専用水道、簡易専用水道等についても、要領で、計画的な立入検査を規定する以上、計画的な立入検査を実施すべきである。</p>	<p>専用水道については、令和 2 年度末までに県所管の全専用水道について立入検査を実施しています。</p> <p>簡易専用水道、小規模水道についても計画的に立入検査を実施していきます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑬ 検査結果の報告徴収について（意見）</p> <p>水道事業者等は、水質検査や健康診断を行い、その記録を作成保存しなければならないとされていて、「水道事務取扱要領」では、水質基準に適合しないときや異常があったときに報告することとされている。</p> <p>水道の水質が人の健康に直結する可能性があり、異常があったときのみ設置者自らの報告を期待するの方は十分ではない。「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しを検討すべきであると考える。</p>	<p>「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しについては、その必要性について、今年度実施した専用水道の立入検査結果及び現在確認中の他都道府県の状況等を踏まえて、令和 3 年度に検証する予定です。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑭ 水道事業者に対する立入検査における行政指導について（意見）</p> <p>立入検査において、水道事業者に対して指導を行った場合、文書により通知するとともに、指導事項に対する対応方針を文書により提出することを求めているが、改善指導した事項が改善されず、再び指導をしたものがあったことから、実際に改善指導に従った改善がなされたかどうかの確認を行い、改善されないまま放置されないようにすべきである。</p>	<p>立入検査における指導について、意見いただいたとおり、今年度より法令違反事項の場合は、早急に改善の措置を行うよう指導し改善されるまで明確に文書で指導と確認することとし、その他指導事項の場合は、行政指導であることを明確に伝え、改善する意志の有無や具体的な改善時期を聞き取りながら確実に指導と確認することとしました。</p>	<p>環境生活部</p>

⑯ 報告徴収・立入検査の件数について（意見）	<p>三重県の特定建築物に対する報告徴収・立入検査の回数は、他県と比べ相当低い。報告徴収・立入検査を計画的に行うかどうかなどの方針について、部内で定めたものはないが、三重県における報告徴収・立入検査のあり方を、あらためて関係部署と協議し、検討すべきであると考える。</p>	<p>建築物の衛生的環境にかかる問題が特に発生していない当県の状況を勘案すると、新たに事業者に特定建築物維持管理報告書を計画的に求めることは難しいと考えます。報告徴収については、問題が生じた場合に必要に応じて対応していきます。 令和2年4月に実施した担当者会議で、立入検査を計画的に実施するよう指示しました。</p>
------------------------	--	--

⑰ 淨化槽に係る補助金について（意見）	<p>県は、あらかじめ次年度の補助金の要望額を各市町に確認したうえ、補助金額を決定している。 しかし、実際の交付した補助金の額は、要望額を大きく下回って、当初予算の55%にとどまっている。両金額が大きく乖離している状況は望ましくなく、現状に即した回答を行うよう周知を行い、指導の強化も行うべきである。</p>	<p>浄化槽の転換等は、個人の消費行動に左右されるため、要望額と乖離することがあります。 令和2年5月に最終補正時の金額と要望額の乖離が大きい市町については、乖離した理由を確認し是正するよう指導しました。</p>
---------------------	--	--

（3）廃棄物総合対策の推進

① 参考書籍購入時の調達方式について（指摘）	<p>担当課は、業務処理の参考資料として、書籍を11冊購入することを計画したが、合計5万円以上となることから法施行令に従い競争入札が行われたものの、入札は不調となった。 そこで担当者は、6冊の発注と5冊の発注に分離し、5万円未満の発注で「少額物品購入」に該当するとして、電子調達システムによる競争入札を回避した。 しかし上記手法は、一定金額以上の契約について、電子調達システムによるものとした調達基準の潜脱であり、不適切といわざるを得ない。</p>	<p>参考書籍の購入など物品の調達にあたっては、三重県少額物品・役務等調達基準に基づいて、適切な調達事務に取り組んでいます。</p>
------------------------	--	--

<p>② 災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成修了要件について（指摘）</p> <p>人材育成研修の修了要件は、3分の2以上の受講が必要とされているが、3分の2未満の出席率の受講者についても、不参加の講義DVDの視聴完了を口頭にて確認して修了認定証を授与することとされている。そのため3分の1しか受講せず、DVD視聴完了にて修了認定証が交付されている者がいた。</p> <p>しかし、本研修内容は、大規模災害発生時の対応方針に関するグループワークも大きなウェイトを占めていて、DVDを視聴するだけでは十分な研修効果があるか疑問が残る。本研修の目的及び内容の観点に照らすと、講義全体の3分の1しか参加していない者に修了認定証を授与すべきではなかった。</p>	<p>今後、このような研修を実施する際には、研修の修了要件を満たした場合に修了認定証を交付するなど適切に運用していきます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>③ 産廃許可取消行政処分後における調査不履行（指摘）</p> <p>愛知県で既に産業廃棄物収集運搬業を営んでいたA社が、他県で許可を既に取得している場合の「先行許可」制度を利用し、三重県にも同許可を申請し、三重県でも許可を得た。その後、A社代表者が廃棄物処理法違反による有罪判決を受けていたことが発覚し、愛知県での許可が取消された。</p> <p>同愛知県での許可取り消しを三重県においても覚知したことから、三重県は、他府県における許可取り消しを理由としてA社の許可を取り消した。ただ三重県は、許可申請時に遅つて許可が無効となるものではないとして、顛末調査を行っていない。</p> <p>しかし、A社は、三重県で許可されてから取り消されるまでの約半年間、実質的な欠格事由がある状態で、三重県内で産業廃棄物の収集運搬を行っていた可能性が高い。従って、A社によって行われた県内での収集運搬の実態について、三重県側において何ら調査が行われていない点については、不適切な処理といわざるを得ない。</p>	<p>こうした事案の発生時には、許可取消の対象業者による処理事績等の調査・確認を行っています。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>④ 公用車フロントガラス飛び石損傷の発生機序について（意見）</p> <p>公用車フロントガラスに、10mm程度の損傷が発生しているのが見つかったものの、公用車については、使用前後に目視点検が行われ直近の点検時には異常が発見されていなかったことから、県庁駐車場に駐車中に飛び石被害に遭ったものとして処理されている。</p> <p>しかし、県庁駐車場は、道路幅は狭いうえに行き止まりとなっており、同所を走行する車両の速度はせいぜい時速20km程度と考えられ、フロントガラスを損傷させるほどの飛び石が発生するとは考えられない。従って、本件飛び石被害は、公道を走行中に発生したものと考えられ、公用車使用前後の点検が不十分であったものと思われる。</p>	<p>公用車の使用時における走行前及び走行後の確実な点検の実施並びに安全運転の励行について、職員に周知し、実行しています。</p>	<p>環境生活部</p>

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況

① 県保有車両に対するドライブレコーダー設置の提案（意見）

公用車が中央線を越えた対向車両に接触され、そのまま現場を立ち去られた事故の被害を受けた事案があったものの、加害者を特定できず、被害回復をすることができなかった。

このような事故に備えて、県保有車両にドライブレコーダーを登載すれば、上記事故に限らず、交通事故発生時に加害者の特定や過失割合の確定の役割を果たすことになり、その結果公金支出を減少させる効果が期待される。近時、ドライブレコーダーの低価格化が進んでいることからも、その費用対効果は高いものと考えられるので、ドライブレコーダーの搭載を検討すべきである。

廃棄物の監視・指導課の各公用車へのドライブレコーダーの登載については、厳しい財政状況の中ですが、その必要性について検討し、未搭載の公用車4台について、ドライブレコーダーを搭載しました。

環境生活部

② ドローン操縦の際の安全確認（指摘）

県職員が廃棄物の状況確認のため、ドローンを用いて空中撮影中、操作ミスで木にドローンを衝突させ損傷させる事故を発生させた。なお、上記事故時には、1名の職員で操縦と撮影を兼務していた。

ドローンについては、それ自体の価格が高価なだけでなく、事故が発生した場合、人の生命身体に危害を加える恐れがある。従って、ドローンを用いて撮影を行う場合には、複数の人員で臨む運用を徹底されたい。

ドローンの操縦と撮影を兼務していたことにより発生した本件事故を受けて、飛行マニュアルに、撮影と操作は複数の者で対応することや様々なトラブルを想定した再発防止に必要な内容を追加し、当該課の全職員に対して改正後のマニュアルの周知徹底を図るとともに、実地研修を行うことにより再発防止策を講じました。

環境生活部

③ ドローン活用法について（意見）

廃棄物量の正確な把握のための測量作業は、人員や時間を要するうえ危険を伴う作業であったところ、測量システムを導入したドローンによる測量は、作業員数を削減でき、安全性も向上したとされている。

しかし、測量作業は、行政処分等の準備作業にすぎず、一刻を争うものではなく、ドローンの活用は職員の測量作業の軽減目的よりも不法投棄の未然防止や早期発見といった県民のための目的に重点をおくべきである。

ドローンによる測量作業は、不法投棄等の不適正処理や不適正保管案件の全容を迅速かつ正確に把握し、許可取消等の行政処分を含む速やかな是正指導を行ううえで、非常に重要となっています。

また、こうした作業の効率化、迅速化が、限られた人員による監視体制において、その強化を図るうえで有効であり、不法投棄の未然防止や早期発見につながっているものと考えています。

環境生活部

<p>④ 不法投棄禁止電柱広告の効果について（意見）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>不法投棄禁止電柱広告により効果が期待できるとすれば、比較的悪質性の低い人物に限定されると思われる。</p> <p>仮に設置するとしても、同広告の目的が高い公益性を有していること、及び山間部の電柱であるため、商用目的の競争相手がほとんど存在しないこと等に鑑み、使用料の無償（又は無償に近い低額）化を要請し、実現しなかったときは、協力いただける住民の家屋や埠等に無償で設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。</p> </td><td style="width: 50%;"> <p>電柱公告は、不法投棄が多く発生しやすい山間部を中心に設置しており、不法投棄の監視の目が山間部にも常時届いていることを示すことによる牽制効果と不法投棄発生時に速やかに通報いただく効果があるものと考えています。なお、経費面においては、設置場所が山間部であるため広告料金は比較的低額であるものの、それ以外に広告の製作費や広告のメンテナンスなどの管理費用も必要となります。令和4年度以降の継続実施について、他の有効な方法も含め検討していきます。</p> </td><td style="width: 10%;">環境生活部</td></tr> </table>			<p>不法投棄禁止電柱広告により効果が期待できるとすれば、比較的悪質性の低い人物に限定されると思われる。</p> <p>仮に設置するとしても、同広告の目的が高い公益性を有していること、及び山間部の電柱であるため、商用目的の競争相手がほとんど存在しないこと等に鑑み、使用料の無償（又は無償に近い低額）化を要請し、実現しなかったときは、協力いただける住民の家屋や埠等に無償で設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。</p>	<p>電柱公告は、不法投棄が多く発生しやすい山間部を中心に設置しており、不法投棄の監視の目が山間部にも常時届いていることを示すことによる牽制効果と不法投棄発生時に速やかに通報いただく効果があるものと考えています。なお、経費面においては、設置場所が山間部であるため広告料金は比較的低額であるものの、それ以外に広告の製作費や広告のメンテナンスなどの管理費用も必要となります。令和4年度以降の継続実施について、他の有効な方法も含め検討していきます。</p>	環境生活部
<p>不法投棄禁止電柱広告により効果が期待できるとすれば、比較的悪質性の低い人物に限定されると思われる。</p> <p>仮に設置するとしても、同広告の目的が高い公益性を有していること、及び山間部の電柱であるため、商用目的の競争相手がほとんど存在しないこと等に鑑み、使用料の無償（又は無償に近い低額）化を要請し、実現しなかったときは、協力いただける住民の家屋や埠等に無償で設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。</p>	<p>電柱公告は、不法投棄が多く発生しやすい山間部を中心に設置しており、不法投棄の監視の目が山間部にも常時届いていることを示すことによる牽制効果と不法投棄発生時に速やかに通報いただく効果があるものと考えています。なお、経費面においては、設置場所が山間部であるため広告料金は比較的低額であるものの、それ以外に広告の製作費や広告のメンテナンスなどの管理費用も必要となります。令和4年度以降の継続実施について、他の有効な方法も含め検討していきます。</p>	環境生活部			
<p>（5）産業廃棄物の不適正処理事案への対応</p>					
<p>① 指名競争入札という契約方法の選定について（指摘）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>廃棄物適正処理 PT が発注した「公共」に区分される委託契約について、(2) ⑪と同様、全件、自動的に指名競争入札という契約方法を選定するのではなく、個々の契約ごとに、法施行令第 167 条の場合に該当するかどうかを検討し、契約方法の選定をすべきである。</p> <p>また、契約方法を執行伺いに記載しておかなければならない。</p> </td><td style="width: 50%;"> <p>(2) ⑪の対応結果と同様です。</p> </td><td style="width: 10%;">環境生活部</td></tr> </table>	<p>廃棄物適正処理 PT が発注した「公共」に区分される委託契約について、(2) ⑪と同様、全件、自動的に指名競争入札という契約方法を選定するのではなく、個々の契約ごとに、法施行令第 167 条の場合に該当するかどうかを検討し、契約方法の選定をすべきである。</p> <p>また、契約方法を執行伺いに記載しておかなければならない。</p>	<p>(2) ⑪の対応結果と同様です。</p>	環境生活部		
<p>廃棄物適正処理 PT が発注した「公共」に区分される委託契約について、(2) ⑪と同様、全件、自動的に指名競争入札という契約方法を選定するのではなく、個々の契約ごとに、法施行令第 167 条の場合に該当するかどうかを検討し、契約方法の選定をすべきである。</p> <p>また、契約方法を執行伺いに記載しておかなければならない。</p>	<p>(2) ⑪の対応結果と同様です。</p>	環境生活部			
<p>② 環境生活部競争入札等審査会設定要綱について（意見）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>環境生活部競争入札等審査会設定要綱では、物件関係契約については、明確に規定されているが、建設工事等については、「建設工事執行規則の他の定めるところにより審査する」とされているのみであり、その審査する事項、審査対象が明確でないものとなっている。</p> <p>「建設工事等」における所挙事務・審査対象を明確に規定すべきである。</p> </td><td style="width: 50%;"> <p>環境生活部競争入札等審査会設定要綱において、建設工事等における審査事項（仕様又は機種の選定や競争入札の業者選定に関する事項等）を明確に規定するよう同要綱を改正しました。</p> </td><td style="width: 10%;">環境生活部</td></tr> </table>	<p>環境生活部競争入札等審査会設定要綱では、物件関係契約については、明確に規定されているが、建設工事等については、「建設工事執行規則の他の定めるところにより審査する」とされているのみであり、その審査する事項、審査対象が明確でないものとなっている。</p> <p>「建設工事等」における所挙事務・審査対象を明確に規定すべきである。</p>	<p>環境生活部競争入札等審査会設定要綱において、建設工事等における審査事項（仕様又は機種の選定や競争入札の業者選定に関する事項等）を明確に規定するよう同要綱を改正しました。</p>	環境生活部		
<p>環境生活部競争入札等審査会設定要綱では、物件関係契約については、明確に規定されているが、建設工事等については、「建設工事執行規則の他の定めるところにより審査する」とされているのみであり、その審査する事項、審査対象が明確でないものとなっている。</p> <p>「建設工事等」における所挙事務・審査対象を明確に規定すべきである。</p>	<p>環境生活部競争入札等審査会設定要綱において、建設工事等における審査事項（仕様又は機種の選定や競争入札の業者選定に関する事項等）を明確に規定するよう同要綱を改正しました。</p>	環境生活部			
<p>③ 印紙税額の算定について（指摘）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定するものがあった。</p> <p>賃貸借契約においては、権利金等の契約に際して相手方当事者に交付されている金員が契約金額であり、賃料は契約金額には該当しない（印紙税法基本通達第 23 条第 2 号）ので、同取扱いは印紙税法の解釈を誤ったものである。</p> </td><td style="width: 50%;"> <p>賃貸借契約に係る賃料は契約金額には該当しないものとして印紙税法の規定に基づき適切に対応しました。</p> </td><td style="width: 10%;">環境生活部</td></tr> </table>	<p>代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定するものがあった。</p> <p>賃貸借契約においては、権利金等の契約に際して相手方当事者に交付されている金員が契約金額であり、賃料は契約金額には該当しない（印紙税法基本通達第 23 条第 2 号）ので、同取扱いは印紙税法の解釈を誤ったものである。</p>	<p>賃貸借契約に係る賃料は契約金額には該当しないものとして印紙税法の規定に基づき適切に対応しました。</p>	環境生活部		
<p>代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定するものがあった。</p> <p>賃貸借契約においては、権利金等の契約に際して相手方当事者に交付されている金員が契約金額であり、賃料は契約金額には該当しない（印紙税法基本通達第 23 条第 2 号）ので、同取扱いは印紙税法の解釈を誤ったものである。</p>	<p>賃貸借契約に係る賃料は契約金額には該当しないものとして印紙税法の規定に基づき適切に対応しました。</p>	環境生活部			

④ 水処理施設薬品納入単価契約（平成 30 年度環境修復事業、桑名市五反田事業支障除去対策事業）に係る入札に際しての入札書比較価格について（意見）		
<p>参考見積の聴取時には、内訳金額の合計金額の 1,000 円未満を切り捨てた金額で入札する旨、所定の書式に記載しているというが、それが事業者に徹底されているとは言い難い。本件においては、1,000 円未満の金額切捨てをしなかったことが原因で 1 回目の入札が不成立となり、2 回目の入札で 1 回目の入札価格を約 10 万円下回る金額での落札となった。</p> <p>県による過大支出を抑えるという点からすると落札価額は低くなる方が望ましいとはいえ、それが事業者に対する周知不足を原因とするのであれば、現行の県の運用は望ましいものとはいえず、こうした原因による入札不成立を防止すべく、より事業者への周知を図るなど、対策を講じるべきである。</p>	<p>入札金額の千円未満切り捨てについて、仕様書に加え、入札時に提出を求める入札内訳書の様式にもその旨を表記することとし、事業者への周知徹底を図りました。</p>	環境生活部
⑤ 設計単価の算定について（意見）		
<p>委託業務の設計単価算出に際して、4 社の見積もりを取得していた。しかし、実際の設計単価の計算は 3 社の見積もりから算出されていた。恣意性排除のため、4 社の見積もりを取った以上、4 社すべての見積もりに基づき設計単価を算出すべきであったと考える。</p>	<p>設計単価の算出にあたっては、見積りを微取した全ての業者を対象にすることを徹底しました。</p>	環境生活部
⑥ 土地賃貸借契約の契約期間について（意見）		
<p>土地の賃貸借契約書は、すべて 1 年とする契約であった。これらの借地については、施工ヤードは工事終了まで必要であり、管理道路はこの事業が終了する令和 4 年度までは必要とのことであった。</p> <p>もし仮に地権者が賃貸借契約の更新に応じないこととなれば、令和 4 年度末までに事業が完了せず、産廃特措法の支援措置が一部受けられることにもつながりかねない。</p> <p>このような影響の大きさを考慮し、土地賃貸借契約を 1 年毎の契約とするか長期継続契約とするかの比較検討過程と結果を文書で残しておくべきである。</p>	<p>契約年数の検討等の結果について、書類に記載していきます。</p>	環境生活部
⑦ 代執行事業終了後の措置について（意見）		
<p>代執行事業終了後に残存する施設について、県は、原因者名義の土地の従物であるため、代執行事業終了後は原因者に帰属するとの理解の元、残存する施設の維持管理については、廃棄物処理法上の区域指定を行った上で、土地の形質の変更を規制すること等を検討していくとのことであった。</p> <p>しかし、上記措置としては不十分であると思われ、県における実効的な管理行為を可能にする方策を検討すべきである。</p>	<p>代執行終了後の事業地の管理については、法令上の考え方を踏まえつつ、それぞれの事業地の状況に応じて、有識者（弁護士）の意見も聞きながら、実効的な管理を可能にする方策を引き続き検討していきます。</p>	環境生活部

<p>⑧ 原因者の相続への対処について（指摘）</p> <p>原因者が死亡した場合、代執行費用の求償債務は、原因者に一身専属のもので、相続人には承継されないと解されている。県は、相続人と交渉を行い合意に至った場合に限り、相続人が相続した財産から寄付を受けていたことであった。しかし、原因者の財産から求償債務の回収が徹底されずに、多額の相続財産を残すといった事態があつてはならない。</p> <p>そこで、原因者に対する求償が適切になされるよう、妥当な分納額についての検証を行うとともに、原因者名義の財産に対する滞納処分を行うこと等も検討されるべきである</p> <p>また、原因者の生前の段階より差押えを行っておき、原因者の死亡後に国税徴収法139条1項を活用して、滞納処分を行う手段等、原因者の死亡後において求償権行使するための方策も検討されるべきである。</p> <p>こうした事案については、今後、適切に徴収を図ることが検討されるべきである。</p>	<p>原因者の財産については、預貯金調査、収入状況調査及び不動産調査等の財産調査のほか、本人への面談や聞き取りも行いながら、多額の相続財産を残すことのないよう引き続き回収可能な財産の徴収を行います。今後も国税徴収法の取扱いに準じた厳格な滞納処分を適切に行っていきます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑨ 原因者による財産処分への対処について〈1〉（指摘）</p> <p>原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、財産分与を原因として妻名義に変更した事案があった。</p> <p>原因者には目ぼしい資産がなかったことから、上記の財産分与を原因とする名義変更は、過大な財産分与として詐害行為取消の対象となる可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に詐害行為取消等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。</p>	<p>指摘の事案は、当時（平成14年度）、詐害行為として当該財産分与の取消を行うことについて弁護士にも相談し検討した結果、当該財産分与の内容が不相当に過大であるとは言えず、取り消しは困難であると判断したものです。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>⑩ 原因者による財産処分への対処について〈2〉（指摘）</p> <p>原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、時効取得を原因として妻名義に変更した事案があった。</p> <p>婚姻中の妻が夫とは別個独立の占有を行っていたとは考えがたいことから、上記の時効取得を原因とする名義変更は、不実登記である可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に無効登記等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。</p>	<p>指摘の事案は、当時（平成14年度）、不実登記の取消について弁護士にも相談し検討した結果、不実登記を明確に証明し無効登記の主張を行い、費用を徴収することは合理的でないと判断したものです。</p>	<p>環境生活部</p>

<p>(11) 原因者の生命保険契約について（意見）</p> <p>代執行費用の求償が行われている事案の中に、資力が乏しいとの理由で毎月 5000 円から 1 万円の分納を行っている一方、毎月 3 万から 5 万円の生命保険料の支払いを行っているものがあった。</p> <p>県は、原因者が死亡した場合には、相続人である親族に対して求償請求を行うことができないとの見解をとっている。そして、生命保険金は、受取人である親族固有の財産となるため、求償権行使の対象とすることはできない。結局、原因者が生命保険料を支払い続けることにより、その分、求償権の対象となる財産が減少することとなる。</p> <p>このように原因者の意思により求償権の対象となる財産を減じられている実態は、極めて不当であり、生命保険契約の解約を求め協議を行うこと、行政代執行法 6 条に基づき、滞納処分を行い、解約返戻金債権から徴収することを検討すべきである。</p>	<p>原因者の分納額については、平成 30 年度の月 5 千円から現在は月 1 万 5 千円へ増額しており、多重債務の状況や支払い能力を詳細に把握しながら指導を行っているところです。</p> <p>なお、意見にある「毎月 3 万から 5 万円の生命保険料」は、多重債務状態である原因者が、債務整理を担当している弁護士に必要経費と認められている「生命保険料」と「自動車保険料」であり、今後、滞納するようなことがあれば、解約返戻金債権から徴収することを検討し債権回収を図ります。</p>	環境生活部
<p>(12) 分納誓約の額について（意見）</p> <p>代執行費用の求償が行われている事案の中に、原因者が 500 万円から 600 万円の収入を得ながら、分納金は毎月 5000 円から 1 万円にすぎないものがあった。</p> <p>代執行費用の求償債務については、国税滞納処分の例により徴収することができるときとされており（行政代執行法 6 条 1 項）、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有するとされている（同法 6 条 2 項）。また、原因者が得ている給与については、給与所得者の所得税、市県民税、社会保険料、給与所得者と生計同一親族の最低生活費を超える額については、滞納処分の対象となり得るものとされている（国税徴収法第 76 条第 1 項）。</p> <p>これらの点を踏まえると、上記の分納額は、低額にすぎるくらいがある。国税徴収法 76 条第 1 項の規定等を参照しつつ、分納額の増額についての協議を行うべきである。また、原因者と分納額についての合意を行うことができない場合には、給与等に対する滞納処分も検討されるべきである。</p>	<p>意見にある原因者については、代執行費用の求償債務以外の国税や地方税等の滞納も含めた多重債務状態にあり、当県への納入も含め収入の大部分をそれらの返済に充てている状況です。</p> <p>原因者の分納額については、平成 30 年度の月 5 千円から現在は月 1 万 5 千円へ増額しており、多重債務の状況や支払い能力を詳細に把握しながら指導を行っているところです。今後も引き続き詳細な収入状況の確認を行いながら、可能な限り増額できるよう指導していきます。</p>	環境生活部